

第18回建築関係訴訟委員会・第24回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

1 日 時 平成31年3月4日(月) 午後1時30分

2 場 所 最高裁判所中会議室(2階)

3 出席者(敬称略)

【委員】

仙田満(委員長), 吉野博(委員長代理), 上谷宏二, 大森文彦, 小野徹郎, 坂本功, 竹川忠芳, 田中信義, 井上勝夫, 左知子, 辻本誠
〔榊田佳寛は欠席〕

【オブザーバー】

三島隆(日本建築学会事務局), 古谷恭一郎(東京地裁判事), 比嘉一美(大阪地裁判事)

【事務局】

門田友昌(民事局長), 成田晋司(民事局第一課長), 渡邊達之輔(民事局第二課長)

4 議事

(1) 開会の宣言

(2) 鑑定人候補者推薦依頼事案等について

事務局から, 平成29年及び平成30年に依頼された鑑定人候補者選定の経過が報告された。これらの事案で鑑定人候補者と当事者等との利害関係が問題となったことから, 専門家選定時の利害関係の確認方法等について意見交換が行われた。

【主な発言】

- ・ 利害関係は, 当事者が鑑定結果を最終的に受け入れるかどうかに影響する非常にデリケートな問題である。鑑定結果が理論的に正しくても利害関係が疑われると当事者にとっては受け入れ難くなるため, 適切に調査する必要がある。
- ・ 建築学会では, 鑑定人が現場や裁判所に赴く場合の負担等を考慮して, まずは依頼庁の地域の司法支援建築会議支部の会員から候補者を選定している。候補者には推薦依頼書を送付して利害関係の有無を確認しているが, 依頼書の情報だけでは利害関係の有無が分からない場合もある。
- ・ 建築学会において複数名の候補者を推薦することもあるが, 事案に適した候補者自体が少ない場合には複数推薦は難しい。
- ・ 近年は専門委員制度の充実により, 難しい事案が鑑定になっている。事案によっては, 利害関係の問題が生じにくい遠方の鑑定人に依頼することも考えられる。
- ・ 東京地裁・大阪地裁では, 訴訟や調停で鑑定人, 専門委員及び調停委員を選任する際, 当事者や代理人はもとより, 問題となっている建物や一方当事者の協力建築士等との利害関係についても留意している。確認方法については, 利害関係

が問題となり得る当事者等の氏名や勤務先等を事前に当事者に確認してリストアップし、利害関係がなさそうな鑑定人等の候補者を選定した上で、候補者や当事者等に対して互いに利害関係がないか確認している。

(3) 事案に適した専門分野の専門家を選定するための方策について

ア 裁判所における専門家選定の実情について

東京地裁・大阪地裁から、事案に適した専門分野の専門家を選定する際の問題として、①事案に必要な専門的知見の把握と②候補者の専門分野の把握の2つがあること、①事案に必要な専門的知見については、非専門家だけでは判断が難しいため、候補となる専門家に事案を説明して相談したり、争点整理や鑑定事項作成時に専門委員や調停委員の関与を得て判断したりしており、②候補者の専門分野については、専門委員や調停委員へのアンケート等で把握しており、過去に手がけた建物の種類等も参考にしていること、必要な専門的知見が複数分野にまたがる場合には、複数の鑑定人や調停委員・専門委員の選任をすることがあること等が報告された。

イ 建築学会における専門家選定の実情について

坂本委員から、建築学会では、会員が司法支援建築会議に加入する際に、経験業務（設計・監理、施工、教育研究等）、専門分野（意匠、構造、設備等）、対応可能な建物種別、事象（地盤沈下、構造上の安全性の欠如、ひび割れ、雨漏り等）等を確認し、鑑定人等候補者選定の参考としていること、積算については瑕疵の判断とは異なる専門的知見が求められるため、積算の専門家が必要であること等が報告された。

ウ 意見交換

以上の報告を基に意見交換を行った。

【主な発言】

- ・ 建築学会には様々な専門分野の専門家が所属しているので、そのネットワークを活用する方策を検討すべきである。また、特に高度な専門的知見が問題となる事案については、建築学会への鑑定人等推薦依頼を広く検討しても良いのではないか。
- ・ 難しい設計の瑕疵の事案では、設計事務所等で設計を専門に行っている者でなければ対応できない場合があるため、業態を含めて把握することが必要である。
- ・ 事案に適した専門家を選定するためには、争点整理や鑑定事項の作成を適切に行うことが重要であり、争点整理段階で専門家をもっと活用すべきではないか。

(4) 鑑定人等候補者選定の結果還元方法について

事務局から、新たに、推薦依頼事案の終局時に、裁判体及び鑑定人又は専門委員に対し、事案と鑑定人等の専門分野の適合性等に関するアンケートを実施すること等が提案され、委員会で出された意見を踏まえた具体的なアンケート事項については委員

長に一任した上で、アンケートの実施について了承された。

(5) 近時の建築関係訴訟の動向等について

ア 建築関係訴訟に関する統計等について

事務局から、平成30年までの建築関係訴訟事件の動向等について説明があった。

イ 裁判所における取組等について

東京地裁から、事件動向として、戸建ての新築事件、リフォーム工事に関する事件、高層建築物のタイル剥落が問題となる事件、構造計算等の問題により請求額が高額となる事件が目立つこと、リフォーム工事に関する事件では図面等の客観的証拠が乏しく判断が難しいことが報告された。また、取組として、事件の円滑な進行を図るため、瑕疵、追加工事及び出来高に関する事件について一覧表の活用や現地調停の積極的実施をしていること、建築・調停部で蓄積したノウハウを全国の裁判所に提供するため、建築関係訴訟の審理上の留意点やポイントをまとめた記事を法律雑誌に掲載したこと等が報告された。

大阪地裁から、事件動向として、リフォーム工事に関する事件のほか、隣地の山留工事により土地建物が傾いた事件があり、隣地の施主、設計監理者及び施工者の三者の責任が問題となるため審理が難しいこと、取組として、外壁タイルの瑕疵や山留工事をテーマとした勉強会の実施、現地調停の積極的な実施等を行っていることが報告された。

ウ 意見交換

以上の報告に基づいて、意見交換を行った。

【主な発言】

- ・ 全体の鑑定件数に比して本委員会への推薦依頼件数が少ない。依頼手続に手間がかかる等の問題があるなら改善する必要がある。
- ・ 裁判体から専門家に直接依頼した方が良いか、本委員会を経由した方が良いかは、事案や各庁の置かれた状況によって異なるので、実情を踏まえて検討する必要がある。
- ・ リフォーム工事に関する事件では、リフォーム前後の音響や振動の変化が問題となる事件があるが、音響性能などの空間性能については、受忍限度を超えているか否かの判断が難しい。学会が何らかの基準値を提示することができれば、紛争の予防や解決に役立つのではないか。
- ・ 騒音等の感覚に関する問題は物理的な量だけでは判断できない場合があるので、多面的な評価基準を加えることも必要ではないか。
- ・ リフォーム工事では、リフォーム前の建物の図面や構造計算書等がないことが多い。リフォーム工事が増える中、学会としてもリフォーム工事に関するガイドラインの作成等を検討すべきではないか。

エ 情報提供

事務局から、民事訴訟手続のIT化に関する検討状況について報告があった。

(6) 分科会委員及び分科会長代理の指名について

仙田委員長が、吉野委員長代理を分科会委員及び分科会長代理に指名した。

(7) 次回の予定等について

本委員会については、引き続き原則として2年に1回開催することとし、次回は平成32年度に開催することが確認された。

以上